

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の
発生状況を踏まえた対応について（厚生労働省）
（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.13）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省は今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、各省庁および都道府県に対し標題の通知を発出されましたので、お知らせいたします。

厚生労働省発出の「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日付）においては、発注者に対し、発注関係事務の適切な実施の項目として「予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。」ことを求めています。今般の新型コロナウイルス感染症に起因してビルメンテナンス事業者から仕様書の変更等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り「予期することのできない特別な状態が生じた場合」に当たると考えられる旨が通知されています。

詳細は添付の資料ご確認ください。よろしく願いいたします。 敬具

記

【添付資料】

・ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた対応について（厚生労働省）

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 松永
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp